

◇ 短期入所生活介護（ショートステイ） 利用料金

2024/4/1 現在

1、保険給付内施設利用料

項 目		介護報酬額	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
個室・2人部屋・4人部屋	要支援1	5,006円	501円	1,002円	1,502円
	要支援2	6,227円	623円	1,246円	1,869円
	要介護1	6,693円	670円	1,339円	2,008円
	要介護2	7,459円	746円	1,492円	2,238円
	要介護3	8,269円	827円	1,654円	2,481円
	要介護4	9,046円	905円	1,810円	2,714円
	要介護5	9,812円	982円	1,963円	2,944円
夜勤職員配置加算(Ⅲ)※1	1日あたり	166円	17円	34円	50円
看取り連携体制加算	1日あたり	710円	71円	142円	213円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1月あたり	1,110円	111円	222円	333円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり	111円	12円	23円	34円
療養食加算	1食あたり	88円	9円	18円	27円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)※1	1日あたり	66円	7円	14円	20円
送迎加算※1	送迎(片道)	2,042円	205円	409円	613円
長期利用者に対する介護予防短期入所生活介護(要支援1)	1月あたり	111円	12円	23円	34円
長期利用者に対する介護予防短期入所生活介護(要支援2)	1月あたり	155円	16円	31円	47円
緊急短期入所受入加算	1日あたり	999円	100円	200円	300円
☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※1	所定単位数に8.3%を乗じた単位数で算定				
☆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)※1	所定単位数に2.3%を乗じた単位数で算定				
☆ベースアップ等支援加算※1	基本報酬+処遇改善加算を除く加算単位数に1.6%を乗じた単位数で算定				
★介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※1	基本報酬+加算単位数に14.0%を乗じた単位数で算定				
★介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)※1	基本報酬+加算単位数に13.6%を乗じた単位数で算定				

1日あたりの基本料金

(※1)基本加算項目。

☆令和6年5月まで算定

★令和6年6月から算定

*その他要件を満たした場合に加算を頂きます。

2、居住費(保険給付外)

項目		2.4人 部屋	個室
1日あたりの 居住費	第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	0円	320円
	第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金額の合計が年間で80万円以下の方	370円	420円
	第3段階-① 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	370円	820円
	第3段階-② 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方	370円	820円
	第4段階 上記以外の方(令和6年7月まで)	900円	1,250円
	第4段階 上記以外の方(令和6年8月から)	960円	1,310円

※要件を満たした該当者のみ負担限度額認定証が発行されます。

3、食費(保険給付外)

項目		全居室		
食費	第4段階	1,600円/日		
		朝食 400円	昼食 672円	夕食 528円
	1日 あたりの 食費	第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	300円	
		第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金額の合計が年間で80万円以下の方	600円	

		<p style="text-align: center;">第3段階-①</p> <p>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方</p>	1,000円
		<p style="text-align: center;">第3段階-②</p> <p>世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方</p>	1,300円

※おやつ費用は昼食代に含まれます。

※利用者負担の減免がある方はその負担率に応じて請求します。

※食費は摂取の有無に関わらず、滞在時間を基準に算定し請求します。

※要件を満たした該当者のみ負担限度額認定証が発行されます。